

やまがた県産木材利用センターでは

「やまがたの木」 認証制度に 取り組んでいます!

「やまがたの木」とは？

県内の森林から伐採され、県内で製材・加工*された木材で、その生産流通の過程が明確なものをいいます。

*県内製材業者が生産過程において、一部県外で加工した場合を含みます。

「やまがたの木」認証制度とは？

- ①平成21年10月1日からスタートした、山形県産の木材を証明する制度です。
- ②「やまがた県産木材利用センター」が一定の基準を満たした木材関連業者を認定事業者として認定します。
- ③認定事業者は、定められた認証方法に基づき、「やまがた県産木材利用センター」が発行する販売管理票に産地・素材供給者・出荷販売先等を記載するなどし、木材の生産・流通履歴を適正に管理します。



「やまがたの木」を購入するには？

- ①「やまがた県産木材利用センター」が認定した認定事業者から購入できます。
- ②認定事業者は、県産木材を取り扱う製材業者・木材販売業者となっておりますので、詳しくは「やまがた県産木材利用センター」にお問い合わせください。



認証マーク